

久留米市公告第 46 号

下記の業務について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 2 月 22 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：市営住宅エレベーター保守点検及び設備監視業務委託(その 1)
- (2) 業務場所：久留米市 南一丁目 外
- (3) 業務内容：別紙「エレベーター保守点検及び設備監視業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定調書価格：¥7,761,600（税込金額）
- (6) 入札書比較価格：¥7,056,000（税抜金額）
- (7) 最低制限価格：なし
- (8) 支払条件：月払い

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、提出書類の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市府達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (8) 令和元年度以降に、国または地方公共団体において、本業務と類似する契約実績があること。
- (9) 久留米市契約事務規則（規則9号）第16条第3項に規定する有資格者名簿に当該事業所が登載されている者であること。

3 契約事項を示す場所

12 事務局に示す。

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～エの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、ウ、エは締切日から遡って3ヵ月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書類又は簡易書類のいずれかで送付すること。

（1） 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- エ 入札に参加しようとする者の所在地に応じて、次に掲げる納税等証明書

- ① 久留米市内 国税、県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
- ② ①を除く福岡県内 国税及び県税
- ③ 福岡県外 国税

規則第16条第3項に規定する有資格者名簿に登載されている者にあっては、前項イ～エまでに掲げる書類は不要とする

（2） 提出期限及び注意事項

令和5年3月3日（金）17時 必着

- ① 「一般書類」又は「簡易書類」のいずれかでの郵送または持参すること。
- ② 封筒の表面に「市営住宅エレベーター保守点検及び設備監視業務委託入札（その1）参加資格確認申請書在中」と記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、本入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

（3） 提出先（宛先）

12 事務局に示す

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和5年3月7日(火)に入札参加資格確認通知書を郵送し、通知する。

5 入札方法

郵便入札とする。

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに4

(1) の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 提出書類

入札書(第3号様式)

(2) 提出期限

令和5年3月17日(金) 17時必着

(3) 提出先(宛先)

12事務局に示す。

(4) 郵送方法

ア. 封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、事務所名及び宛先を記入し、裏面に、業務名、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入すること。

イ. 一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。持参、電報、電子メールまたはFAXによるものは認めない。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

(1) 日時: 令和5年3月22日(水) 10時00分

(2) 場所: 久留米市庁舎13階 中会議室

(3) 立会: 入札者から立会人を選出する。ただし、立会い可能な入札者がいないときは、本入札事務に關係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届」（第4号様式）にて届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と定める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と定める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和5年2月27日（月）17時まで
- ② 質問の提出方法：FAX又は電子メールにより質問書（第5号様式）を提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ③ 質問に対する回答：令和5年3月1日（水）までに電子メールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2） 契約締結日

落札した者は、令和5年3月28日（火）までに契約締結の手続きを行うこと。

（3） 仕様書等の提供

仕様書等の資料の提供については、本公告に添付の他、次のとおりとする。

① 提供開始

令和5年2月22日（水）から

② 提供場所

久留米市ホームページ

10 経費及び遵守すべき事項

- （1） 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- （2） 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- （3） 提出資料は返却しない。
- （4） 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- （5） 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- （6） 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

11 その他

- （1） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- （3） 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （4） 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- （5） 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- （6） 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1.2 問い合せ先（事務局）

久留米市都市建設部住宅政策課（担当：末永）

住所：〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9086

FAX：0942-30-9743

Eメール：housing@city.kurume.lg.jp